## 第4章 服 務

○大月都留広域事務組合職員の服務の宣誓に関する条例

(昭和 56 年 12 月 21 日条例第 5 号) 改正 昭和 63 年 7 月 11 日条例第 4 号

(趣旨)

(宣誓)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 31 条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の職員の面前において、 別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。 (委任)

**第3条** 任命権者は、この条例に定めるもののほか、職員の宣誓に関し必要な事項を規定することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

**附** 則(昭和 63 年 7 月 11 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、大月都留衛生組合規約の一部を改正する規約(昭和 63 年規約第1号)の施行の日から適用する。

## 宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、これを擁護するとともに全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、地方自治の本旨の実現のため、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名(以上)